

第2期

**米子市中小企業者等振興
アクションプラン**

(米子市中小企業振興条例に基づく中小企業者等振興行動計画)

令和7年度～令和11年度

令和6年12月

米子市

目次

1 趣旨	1
2 アクションプランの期間	1
3 第 1 期アクションプランの総括	1
4 第 2 期アクションプラン推進の基本姿勢	8
5 取組の体系図	9
6 取組の方向性	10
(1) 雇用の創出及び人材の定着	10
(2) 中小企業者等の競争力強化	10
(3) 海外展開を含む地産外商の促進	11
(4) 新規創業及び新事業展開並びに事業承継の促進	12
(5) その他の総合支援	13
7 推進体制と連携強化	14
(1) 庁内組織による推進	14
(2) 関係機関の役割と連携	14
(3) 取組を進めるための目標	14
8 中小企業者等の現状及び課題	15
(1) 本市の将来人口	15
(2) 市内事業所及び従業者数	15
(3) 市内総生産及び市民所得額	17
(4) 新規求人倍率及び有効求人倍率	17
(5) 観光入込客数及び入湯客数	18

1 趣旨

本市は、令和2年3月27日に本市経済の活性化及び市民生活の向上を目的とした「米子市中小企業振興条例」を制定した。この条例は、本市の経済が今後も持続的な発展を遂げていくために、その重要な役割を果たすべく中小企業者及び小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）の振興に関する取組の基本事項について定めたものである。

令和3年8月には、この条例の目的を達成するため、市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関及び教育機関の関係機関が連携して取り組むべき施策や事業の方向性を明らかにする、米子市中小企業者等振興行動計画（以下「第1期アクションプラン」という。）を策定した。

第1期アクションプランは、令和6年度で終期を迎えることから、このたび最新の経済・社会情勢を反映した「第2期アクションプラン」を策定する。

第2期アクションプランは、令和7年4月に策定予定の第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略（第2次米子市まちづくりビジョン）と整合性を図った計画内容とすることで、より実効的な計画内容とする。

こうした計画を着実に実施していくことで、ビジネスチャンスを広げ、地域全体で所得の向上を図り、稼げるまち「新商都米子」をめざす。

2 アクションプランの期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

※終了年度は、米子市まちづくりビジョンの基本計画と同年度とする。

3 第1期アクションプランの総括

（1）進捗を検証する指標

第1期アクションプランでは、その進捗状況を検証するため「消費」、「生産」、「雇用」の項目別に次の表に掲げる指標を設定した。当該指標を参照しつつ、他の要素も含めた複合的な視点で進捗を検証することとしている。

表に記載したとおり、策定時の数値と現時点で得られた直近の数値を対比したところ、製造業の付加価値額（▲13.4%）をはじめ、多くの指標が後退していることがわかった。

内閣府が令和6年2月29日に発表した地域経済動向によると、中国地方の景況は、「景気は一部に足踏みがみられるが、緩やかに回復している」となっているが、個人消費については、「持ち直しに足踏みがみられる」とされており、原材料価格やエネルギーコストの上昇が、本市経済に影響を与えていることが伺える。

	検証指標	第1期アクションプラン策定時直近値 (※1)	直近値	増減率	資料
消費動向	市民所得	385,962 百万円 (H30)	380,899 百万円 (R3)	▲1.3%	鳥取県市町村民経済計算
	1人あたり市民所得	2,603 千円 (H30)	2,596 千円 (R3)	▲0.3%	
	売上(収入)金額	735,769 百万円 (H28)	724,980 百万円 (R3)	▲1.5%	経済センサス
生産動向	市内事業所数	7,361 件 (R1)	7,126 件 (R3)	▲3.3%	経済センサス
	市内総生産	537,963 百万円 (H30)	524,896 百万円 (R3)	▲2.5%	鳥取県市町村民経済計算
	製造品出荷額	19,209,042 万円 (R1)	17,314,122 万円 (R4)	▲10.9%	工業統計 (※2)
	製造業の付加価値額	6,065,952 万円 (R1)	5,351,232 万円 (R4)	▲13.4%	
雇用動向	有効求人倍率	1.30 倍 (R3.5 月)	1.36 倍 (R6.4 月)	-	業務月報 (ハローワーク米子)
	新規求人倍率	2.82 倍 (R3.5 月)	1.54 倍 (R6.4 月)	-	

※1 第1期アクションプラン策定時直近値について、参照した資料の数値が改定されている場合は、改定後の数値を記載しているため、第1期アクションプランに記載の数値と異なることがある。

※2 R4以降の数値は経済構造実態調査による。

(2) 取組の進捗

第1期アクションプランで定めた取組の現時点での実施状況を以下に記載する。

①雇用の創出及び人材の定着

人材確保・育成

本項目では、市内における新規学卒者の就労の支援、また、IJU ターンを推進することで働き手の絶対数を確保するとともに、働く意欲のあるすべての人が就労できる生涯現役社会の実現に努めることとしているが、市内においては、飲食店や宿泊業を中心として深刻な人手不足の状況が続いている。

本市は、「ビジネス人材確保推進事業」として、米子市への移住・定住の促進、中小企業者等の人手不足解消及び地域課題に対応した起業の促進のため、東京 23 区の在住者又は通勤者で、米子市に移住する就職者及び起業者に対して移住支援金を交付した（令

和 5 年度実績：13 人)。また、「職業情報発信事業」として市外在住の学生や社会人を対象に LINE 等で就職関連情報等を発信した(令和 6 年 3 月末時点:LINE 登録者数 479 人)。

引き続き市や国・県・学校関係者・経済団体が連携をし、就労の支援、IJU ターンの推進等を着実に実行する必要がある。

一方、全国的に昨今の物価上昇を踏まえ、労働者の賃上げニーズが高まっているため、事業者の収益状況改善に資する他の取組とあわせ、本項目を推進する必要がある。

学び直しの推進

本項目では、在職者に対する本人が現在携わる業務等でのスキルアップや、離職者に対する市内中小企業者等への就職に必要なスキルを新たに習得するための学び直しについて記載している。本市は令和 3 年度から「社会人スキルアップ支援補助金」(令和 5 年度実績：219 人)や「企業人材スキルアップ支援補助金」(令和 5 年度実績：2 社)等で支援を行っている。また、令和 5 年 7 月には鳥取県が県立ハローワーク内に「キャリアデザイン Lab (ラボ)」を開設し、学び直しを含めた就労に係る推進体制を強化した。

市内中小企業者等への人材の定着のため、引き続きこうしたスキルアップ支援の取組を推進していく必要がある。

ふるさと教育の推進

本項目では、若者の将来的なふるさとへの定着、定住につなげるため、ふるさと教育を推進し、ふるさとを支える人材の育成を図ることとしている。

この取組に関し本市は、東山中学校から「歩いて楽しいまちづくり」「地域課題」「移住定住」「環境」のテーマで提案のあった中学生ならではのアイデアで米子市を盛り上げるプロジェクトを支援するなど、市内の中学校や高等学校の生徒らが地域活性化等について学ぶ「探求学習」等への協力を行った。

少子高齢化が加速する中で、できる限り多くの若者に自らの意思でふるさと米子を支えてもらえる環境を整えるため、本施策を継続していく必要がある。

②中小企業者等の競争力強化

新商品・新サービスの開発、技術革新、事業化の推進

本項目では、人手不足や企業間競争に対応するため、AI、IoT 等の新技術をテーマとしたセミナーの開催等を行うことで新技術の活用等を促進し、市内事業者のサービスの付加価値向上や DX・デジタル人材の育成等により生産性向上を図ることとしている。

従来から積極的な支援が行われていた本取組だが、本市では、「地産外商地域産品開発等事業補助金」(令和 5 年度実績：10 件)、「省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業補助金」(令和 5 年度実績：17 件)などの補助制度のほか、「生産性向上セミナ

ー」を開催した。また、支援機関による相談対応やセミナーの開催など支援の更なる充実化が図られているところであり、引き続き本取組を推進していく。

知識創造型産業などの次世代を担う産業の振興

本項目では、学術機関等の知識や技術、医療・介護分野のニーズの集積など、本市事業者等が持つ強みを活かして、先端技術産業分野を中心とした成長産業の育成と新産業の創出に取り組むこととしている。

本市が参画している中海・宍道湖・大山圏域産学・医工連携推進協議会は、大学や医療機関からニーズを収集し、当該ニーズに基づいた新サービスを提供できる事業者をマッチングさせる取組を実施している。また、本市は、「産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業」（令和５年度実績：４件）により、中小企業者と県内の学術機関又は市内の医療機関との連携を後押ししており、今後もこれらの施策の一層の推進を図っていく。

地場産業の育成・振興及び受注機会の確保

本項目では、中小企業者等への優先発注を基本とし、専門的かつ高度な技術力を持った中小企業者等の育成を図ることとしている。

鳥取県や本市は契約・発注の相手方の選定に際し、関係法令に留意しつつ、市内中小企業者等を優先しており、引き続き市内の事業者等の協力もいただきながら地場産業の受注機会の確保等に努める。

農林水産品などの地域資源や特産品に係る地場産業の振興

本項目では、農業については優良農地の保全と利用集積の促進、省力化や生産性向上の取組、農産物の６次産業化を視野に入れた高付加価値化・生産振興、地産地消の促進による需要の確保を行い、漁業については商品価値の高い魚種の稚魚、稚貝の放流等による「つくり育てる漁業」の推進、地域ブランドの育成及びPR、６次産業化の促進、漁業従事者の確保・育成を図ることとしている。

本市は令和５年度までに、従来から行ってきた農林水産業従事者への支援に加え、燃料費や物価高騰に対応した支援を実施した。また、白ねぎ産地が抱える課題を解決し、生産振興を図るため、「弓浜地区白ねぎ産地の生産振興プラン」を策定した。ほか、皆生地区において農地中間管理機構関連農地整備事業を活用したほ場整備が完了し、約12haの整備された農地が誕生するなど、地域や行政、民間事業者が連携し取組を推進している。

③海外展開を含む地産外商の促進

販路開拓の推進

本項目では、商談会や展示会、EC サイトの活用等、また、企業間の連携による販路開拓の促進に取り組むこととしている。

令和 5 年度は本市で「米子がい〜な境がい〜な「食」商談会」（主催：米子商工会議所・境港商工会議所）、「山陰いいものマルシェ in 米子」（主催：山陰いいものマルシェプロジェクト実行委員会）、「ビジネスマッチング商談・展示会 2023in 米子」（主催：中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会）が開催された。

海外市場への事業展開・海外需要の取込み

本項目では、中小企業者等の海外進出リスクの軽減や事業展開しやすい環境を整えるとともに、本市、中海・宍道湖・大山圏域市長会が従来から交流を進めている海外の都市との関係強化や海外商談会への参加支援等を行うことで海外市場の開拓を目指している。

アフターコロナを契機とし、国際交流団体や経済団体等による積極的な交流活動の再開がなされ始めている。本市としても令和 4 年に中海・宍道湖・大山圏域市長会と台北市との交流促進の覚書が締結されたことを機に、令和 5 年に同団体の台北市市場調査に参画し、市内 3 事業者の販路拡大を支援した。

また、鳥取県産業振興機構内のとっとり国際ビジネスセンターやジェットロといった専門の支援組織が伴走型の支援や情報提供等を行うなど事業者の海外進出に係る環境整備に取り組んでいる。

企業立地及び産業集積の促進

本項目では、多様かつ魅力ある企業の誘致、また当該誘致企業の受け皿となる環境を整備するため、二一ズ等を踏まえた産業用地の確保を行うとしている。

本取組に関し、市や県が企業立地の促進のための補助制度の運用や課税免除等の優遇措置を実施している。

また、令和元年度には米子インター周辺工業用地、令和 5 年度には米子インター西産業用地の整備が完了し、隣接する両区域の名称を新たに「米子インターみのりパーク」とした。なお、全区画の分譲が完了している。

観光・誘客の振興

本項目では、行政、民間事業者それぞれが持つ知見を活かした取組を強化し、業界を担う人材の育成や新たな素材の掘り起こし等に取り組むこととしている。

コロナ禍により観光・誘客の振興は大きな減速を余儀なくされたが、コロナ 5 類移行

に伴う繰越需要の顕在化が継続しており、米子空港における国際定期便の再開や境港への国際クルーズ客船の寄港が再開する等、本取組の促進については重要な時期にある。

引き続き国内、国外の観光需要を本市に取り込むため、関係機関が連携し、効果的なPR活動等を行い、本取組を推進していく。

④新規創業及び新事業展開並びに事業承継の促進

創業、第二創業、経営の革新

本項目では、新規創業、新事業展開、経営の革新に係る支援を関係機関が連携して行うことを確認している。

本取組については、中小企業支援団体や金融機関が相談対応や計画作成の支援を行うなど、積極的な対応がとられている。

事業承継の円滑化

本項目では、中小企業者等が培ってきた経営資源や技術を残していくため、関係機関が連携して事業承継を支援していくことを確認している。

本取組については、「とっとり今から備える事業承継コンソーシアム」が令和6年2月に官民で設立され、事業承継に必要な知識やスキルを学べる「とっとり事業承継塾」を開講した。また中小企業支援団体や金融機関が相談対応や計画作成の支援を行っている。

商店街の振興

本項目では、商店街の空き店舗への出店支援やハード整備等により、商店街の魅力向上、賑わいの創出を図ることとしている。

各商店街が「市」や「地ビールフェスタ in 米子」をはじめとしたイベントを実施するなど、賑わいの創出に取り組んでいる。

また、金融機関と市が連携し「住んで楽しいまちづくりファンド」を組成し、出店に係る資金調達等を支援したことで、商店街で1店舗の新規開業が実現した。

その他、ウォークアブル推進事業によるハード整備について国や県、各商店街との連携のもと進捗させており、これを契機とした賑わいの創出に関するソフト事業について、将来を見据えた研究を進める必要がある。

伝統産業・技能の振興

本項目では、本市を代表する伝統産業について、認知度の向上や技能の保存・伝承を支援することとしている。

「弓浜絃」や「淀江傘」等について、それぞれの技術を受け継ぐ団体が本取組に尽力されており、本市は当該団体に対し後継者育成や認知度向上のための活動に係る支援を

行った。また、令和 4 年度に「法勝寺焼皆生窯」、令和 5 年度に「松江藩藤細工」が鳥取県郷土工芸品として新たに指定され、いずれも米子市在住の製造者が鳥取県伝統工芸士に認定された。

⑤その他総合支援

- ・ 地域の多様な主体と中小企業者等との連携
- ・ 経営に関する相談・助言
- ・ 資金供給の円滑化
- ・ 公共事業の予算確保や計画的な発注
- ・ 公共調達における参入機会の拡大
- ・ その他の経営支援

本項目では、金融機関や支援団体による経営相談及び資金調達に係る支援、国・県・市が行う公共事業を中小企業者等への支援に繋げることを目指している。

特にコロナ禍においては、経営危機に直面した中小企業者等に対して様々な支援策を実施した。一例を挙げると、本市は消費喚起による事業者支援策「買って応援！よなごプレミアム付き商品券事業」（換金総額：令和 3 年度実績：8 億 9,300 万円）、「よなごを元気に！飲食店応援事業」（換金総額：令和 3 年度実績：1 億 900 万円、令和 4 年度実績：2 億 7,700 万円）、等を実施することで市内事業者の事業継続を支援した。

4 第2期アクションプラン推進の基本姿勢

コロナ禍より前から、地域における人手不足の状況は厳しくなりつつあったが、コロナ禍が明けるとその深刻さの度合いが一気に増した感がある。かつて特定の業種に偏っていた人手不足は、もはや全業種に広がっており、その対策は地域の中小企業経営にとって死活問題となっている。また、人手不足に伴う賃金上昇や原料価格の上昇に伴う物価高騰がおさまる気配はなく、恒常的なものとなりつつあるため、その分を適切に価格転嫁していくための戦略を持つことも喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、地域の中小企業者等が新規市場開拓や付加価値の向上、DXの進展などの生産性向上を果たすために、本市として可能な支援策を構築し、実行していく。

具体的には、条例第3条に規定した基本理念に基づく本アクションプランの実行により取り組んでいく。

○米子市中小企業振興条例第3条

中小企業者等の振興は、中小企業者等が地域社会において果たす役割の重要性を認識するとともに、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 本市経済の発展並びに市民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- (2) 経済環境の変化や経営課題に対応しようとする中小企業者等の自主的な努力を活かした事業を促進すること。
- (3) 国、県、市、関係地方公共団体（県を除く。以下同じ。）、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関及び教育機関は、相互に連携し、事業を促進すること。

また、条例第4条の定めにより、地域資源や地域産業を活かしたまちづくりを推進し、地産外商の取組等によりビジネスチャンスを広げ、地域全体で所得の向上を図ることで、「新商都米子」をめざした様々な取組を行う。

こうした取組を進めるにあたり、以下の基本姿勢で臨むこととする。

基本姿勢1

少子高齢化、人口減少の進行などの社会的課題や、様々な技術革新、グローバル化をはじめとする、めまぐるしい経営環境の変化が生じている中で、中小企業者等が自らの強みを活かし、労働条件の改善、生産性向上、販路拡大等の新たな挑戦に主体的に取り組むことが重要です。

基本姿勢2

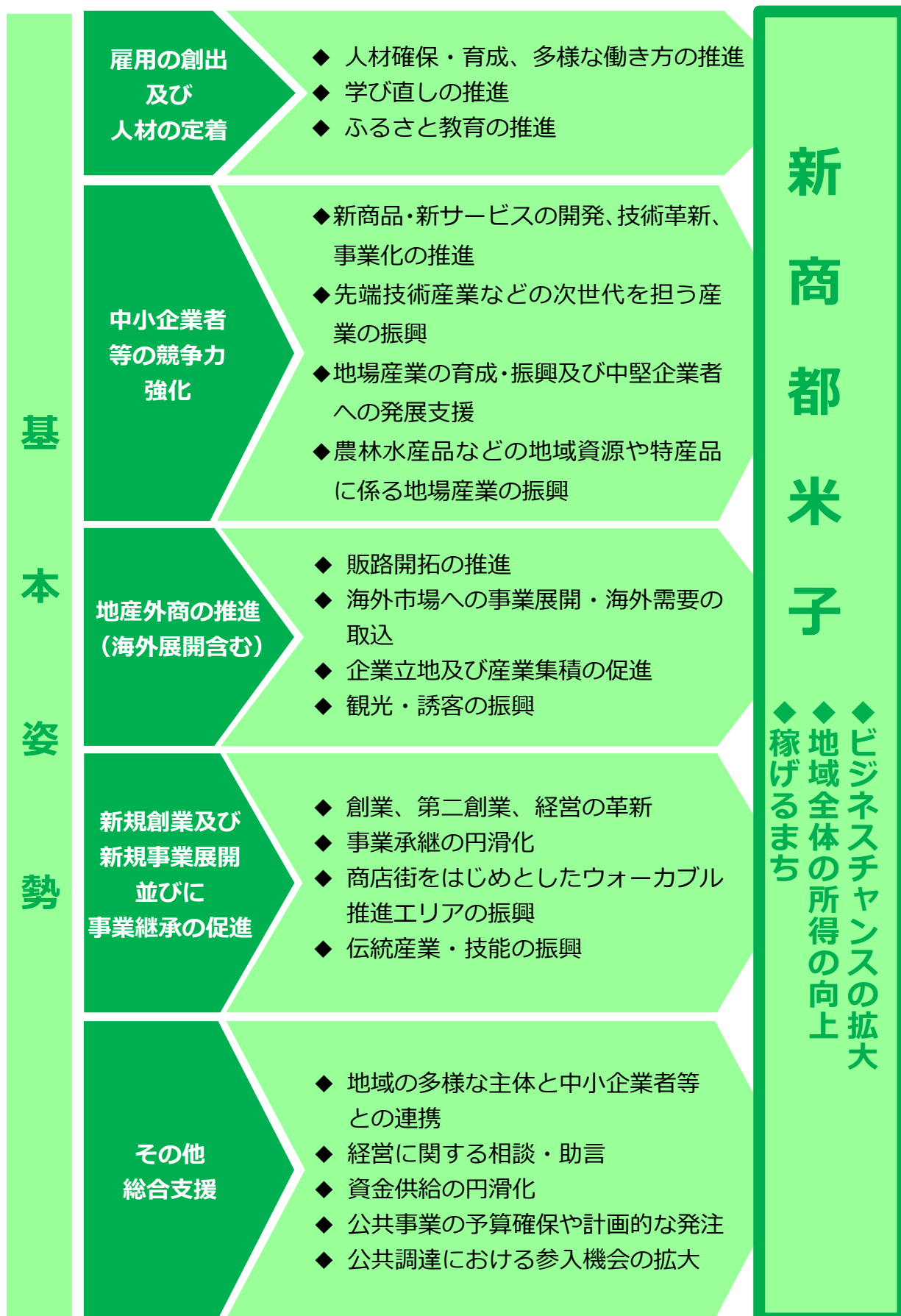
地域に根付き、連携をしながら事業活動を行っている中小企業者等の活力は、地域社会の発展と市民生活向上の根幹をなすものです。

そのため、行政をはじめとして、中小企業支援団体、金融機関、教育機関等が、中小企業者等の課題や先進的な取組を共有しつつ、それぞれの立場で、中小企業者等の重要性を理解し、一体となってその健全な発展を支援することにより、面として新たな取組につなげる好循環を創出していきます。

基本姿勢3

本アクションプランの取組を通じて、SDGsの基本的な理念を踏襲しつつ、新しい時代に合った地域経済の発展につなげていきます。

5 取組の体系図



6 取組の方向性

条例第4条第2項で規定した4つの重要課題を基に、次の取組を推進する。

(1) 雇用の創出及び人材の定着

① 人材確保・育成、多様な働き方の推進

市内中小企業者等や国・県・学校関係者・経済団体等と情報共有等により連携を図り、新規学卒者や第2新卒者を対象とした就職活動前・就職活動中・就職後の各段階において継続的な就労を支援する。また、県外で働いている現役世代を対象とし、市内企業の情報発信強化等を通じて、IJUターンを積極的に推進する。

さらに、あらゆる産業分野において、育児や介護等を理由とした離職や、いわゆる「年収の壁」等によって働き方を制限せざるを得ない潜在労働力が相当数存在することを念頭に、休暇制度の拡充等による職場環境整備や、副業及び兼業、リモートワーク等の柔軟な働き方を推進し、女性、高齢者、障がいのある方、外国人（育成就労外国人や高度外国人材）等の働く意欲のあるすべての人が就労できる生涯現役社会の実現に努める。

② 学び直しの推進

在職者のスキルアップ及び離職者の再就職の促進や、資格取得支援等を行うことで、労働者の雇用の安定及び労働力の確保並びに企業の事業成長につなげていく。

③ ふるさと教育の推進

人口減少の進行や都市圏への若者の流出が加速する中、市内中学校・高等学校の地域をフィールドとした探求学習や職場体験等に積極的に協力することで、次世代のふるさと人材の育成を図る。あわせて、市内企業の魅力発信・認知度向上の取組を実施することで、若者の将来的なふるさとへの回帰、定着につなげていく。

(2) 中小企業者等の競争力強化

① 新商品・新サービスの開発、技術革新、事業化の推進

労働力人口の減少による人手不足の深刻化や企業間競争の激化に対応し、生産性の向上や製品・サービスの付加価値の向上を図るため、AI、IoT等の新技術をテーマとしたセミナーを開催する等、積極的な設備投資や新たな技術活用を促進する。

また、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの構築や柔軟な変革をするデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進するとともに、デジタル人材の育成等に取り組むことにより生産性向上を図る。

あわせて、温室効果ガスの排出抑制を進めるグリーントランスフォーメーション(GX)に資する取組を支援する。

② 先端技術産業などの次世代を担う産業の振興

学術機関や公的試験機関等が持つ知識や技術、医療・介護分野、バイオ分野のニーズの集積など、本市の地域資源や強みを活かして、先端技術産業分野を中心とした成長産業の育成と今後の脱炭素社会の需要に応える新事業創出の取組を支援する。

③ 地場産業の育成・振興及び中堅企業者への発展支援

地場産業の育成・振興を図るため、中小企業者等への優先発注を基本とする。加えて、専門的かつ高度な技術力を持った県外企業との連携を推進することで、中小企業者等の育成を図る。また、地域経済を牽引する中堅企業者への発展につなげるため、国の施策等を活用しながら重点的な支援を行う。

＜中堅企業者の定義＞

中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。既存法令での定義も踏まえ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）を「中堅企業者」と定義。

（出典：新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律）

④ 農林水産品などの地域資源や特産品に係る地場産業の振興

農業を持続的に発展させ、担い手が安心して農業に従事できるようにするため、優良農地の保全と利用集積の促進により経営規模の拡大を図るとともに、経営の安定・強化に向けて、省力化、生産性向上のための支援、本市の特産農産物の高付加価値化・生産振興、地産地消の促進による安定した需要の確保を行う。

また、商品価値の高い魚種の稚魚・稚貝の放流等による「つくり育てる漁業」を推進するとともに、地域ブランドの育成を促進し、生産力や付加価値の向上を図ることに加え、新たな漁業従事者の確保・育成を進める。

（３）海外展開を含む地産外商の促進

① 販路開拓の推進

商談会や展示会の開催、ＥＣサイトの活用等を通じて製品やサービス等の販路拡大に向けた国内外の需要の開拓を促進する。また、企業間の連携による新たな市場開拓・販路拡大等の支援を行う。

② 海外市場への事業展開・海外需要の取込

中小企業者等が海外進出をする際の様々なリスクを軽減し、事業展開しやすい環境を整えることで、中小企業者等の新たな海外市場の開拓を推進する。

また、本市と友好都市を締結している束草市（韓国）及び保定市（中国）や中海・宍道湖・大山圏域市長会が交流を進めている台北市（台湾）やケララ州（インド）との経

済交流の推進、海外の商談会への参加に係る支援等に加え、運行再開した境港と韓国を結ぶ国際定期貨客船による輸出入支援等により中小企業者等が海外挑戦できる環境づくりを進める。

③ 企業立地及び産業集積の促進

地方にない就職先を求めて流出する若年層を地元に残め、Uターン就職を望む県外学卒者等への選択肢を増やすため、多様かつ魅力ある企業の誘致を推進する。

また、誘致企業の受け皿となる環境を整備するため、企業ニーズや雇用情勢、経済動向を踏まえた産業用地を確保する。

④ 観光・誘客の振興

地方が外貨を獲得する重要な手段であるという共通理解の元、地域一体となって国内観光客やインバウンドをターゲットとした観光誘客を推進する。米子ソウル便や今後見込まれる国際定期便の運行再開を追い風とし、民間事業者等の知見を活かした独自事業やそれらとの連携した取組を強化していき、業界を担う人材の育成、既存の地域資源の磨き上げや新たな素材の掘り起こしなどにも取り組む。

(4) 新規創業及び新事業展開並びに事業承継の促進

① 創業、第二創業、経営の革新

新しい中小企業者等が生まれ、また、今ある中小企業者等が新しい事業にチャレンジすることで、市民生活を豊かにする新しい価値、サービスや雇用が創出されるため、本市は、国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づく事業者支援を継続するほか、新規創業、新事業展開及び経営の革新に係る支援や経営者の学びの機会の提供を関係機関と連携して行う。

② 事業承継の円滑化

経営者の高齢化や廃業等により、地域に必要とされる中小企業者等が培ってきた経営資源や技術が失われることのないよう、中小企業支援団体や金融機関と連携し、市内中小企業者等の事業承継の実態把握に努め、経営資源の円滑な引継ぎを支援する。

③ 商店街をはじめとしたウォークアブル推進エリアの振興

宅地開発による市街地の拡散やクルマ社会の進展等による大規模商業施設の郊外立地、電子商取引の普及、経営者の高齢化等により、居住人口の減少や空き店舗の増加など中心市街地は依然として衰退傾向にある。空き店舗の利活用や環境整備等により、米子駅周辺や商店街、城下町エリアの魅力の向上、賑わいの創出を図る取組を推進する。

④ 伝統産業・技能の振興

「弓浜絃」、「淀江傘」等、本市を代表する伝統産業について、認知度の向上を図る取組を進め、販路拡大につなげるとともに、技能を保存・伝承していくために、後継者を育成支援する。

(5) その他総合支援

① 地域の多様な主体と中小企業者等との連携

中小企業者等と地域の多様な主体との連携・協力を促進するため、住民目線での気付きと民間ならではの柔軟で自由な発想、ノウハウの積極的活用などを取り入れた、効率的・効果的なまちづくりを推進する。

② 経営に関する相談・助言

様々な経営課題を抱える中小企業者等を総合的に支援するため、商工会議所、商工会等の中小企業支援団体や金融機関等との連携強化による経営相談の充実や情報発信の強化を図る。

③ 資金供給の円滑化

本市経済の発展と、地域住民の生活や雇用の安定など、重要な役割を担う中小企業者等の経営を安定させるため、低利・固定による融資を実施して資金調達を支援する。

④ 公共事業の予算確保や計画的な発注

必要な公共事業の予算確保、労務費・資材価格などの変動状況を踏まえた予定価格等の設定、スピーディかつ計画的な発注などを推進する。

⑤ 公共調達における参入機会の拡大

中小企業者等に関する国等の契約の方針や国の動向などを踏まえ、公共調達における中小企業者等の参入機会の拡大のための検討を行うなど、適切な対応を図る。

7 推進体制と連携強化

(1) 庁内組織による推進

アクションプランの推進に当たっては、庁内の連絡会議等により、毎年度の進捗状況を検証し、その結果を公表するとともに、必要に応じて次年度の取組に反映させる。

また、本アクションプランの最終年度（令和 11 年度）には、取組全体の総括を行い、それを踏まえた次期アクションプランの策定を行うこととする。

(2) 関係機関の役割と連携

中小企業者等の振興は、中小企業者等の自主的な努力を尊重しながら、地域全体での取組が必要であることから、各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、国、県、関係地方公共団体、中小企業支援団体、金融機関及び教育機関と連携の下、意見交換の場を設ける等をして、情報共有を図りながら取組を進める。

(3) 取組を進めるための目標

以下の市の取組を、本アクションプランの取組の目標として設定することで、具体的な行動を進めていくものとする。尚、以下の目標は、第 2 次米子市まちづくりビジョンに掲げた数値目標から抜粋したものであり、今後の市のまちづくりの取組と連動するものである。

第 2 次米子市まちづくりビジョン数値目標（中小企業者等への支援の取組事業関連）

目標名	令和 5 年	令和 11 年度末目標値
ふるさと納税返礼品の新規開発件数	-	累計 75 件
新規創業件数	120 件	累計 300 件
皆生温泉宿泊者数	408,391 人	450,000 人
市内の年間外国人宿泊客数 (米子市観光課調べ)	15,955 人	105,000 人
新規就農者の確保	-	累計 20 人

8 中小企業者等の現状及び課題

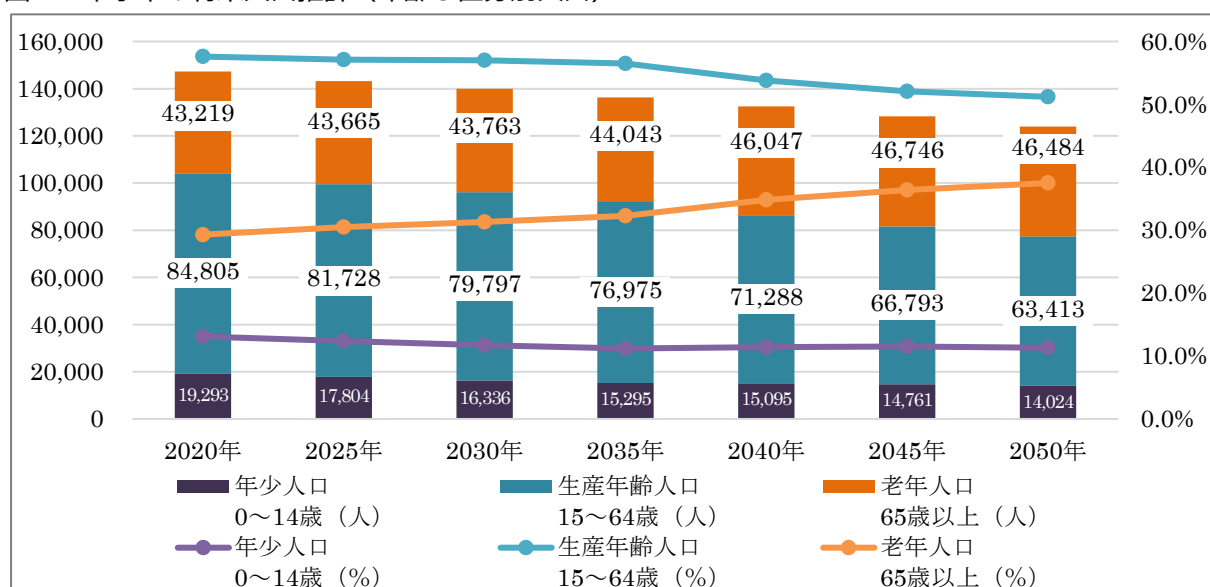
(1) 本市の将来人口

令和 5 年度に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（以下「社人研人口推計」）での、本市の将来人口は年間、700 人～800 人減少していくと推計されている。

鳥取県が公表する「鳥取県の推計人口」では本市の推計人口は 2023（令和 5）年 10 月 1 日では 145,121 人であり、概ね社人研人口推計の数値で推移している。今後老年人口が増加していくことや、合計特殊出生率が横ばいで推移していることを考慮すると、本市の人口は社人研人口推計に近い値で推移するものと考えられる。

このため、人口減少と高齢化により消費が減少し、市内の経済規模が縮小されることが想定される。加えて、生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）の減少により、労働力も減少し人材不足が深刻化することが予測される。

図 1 米子市の将来人口推計（年齢 3 区分別人口）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 市内事業所及び従業員数

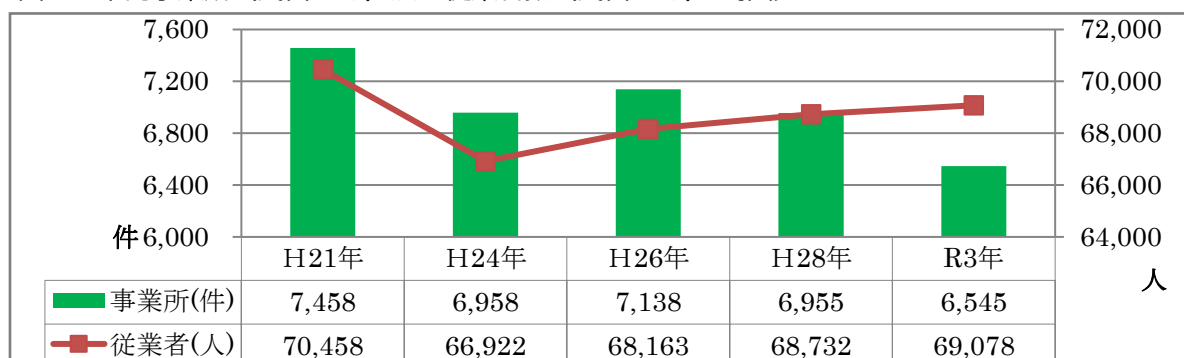
コロナ禍の影響もあり、令和 3 年（2021 年）の経済センサス調査では、事業所数は減少しており、中小企業者等は特に社会情勢の影響を受けやすいといえる。

こうした中小企業者等の減少傾向は、全国的な流れでもある。その理由として、例えば小売業では、全国規模の大型店の進出による競争激化や、インターネットショッピングなどの消費者の購買行動の変化などがあげられる。加えて、経営者の高齢化も中小企業者等が減少としている要因の一つと考えられる。

この他、本市の中小企業者等は、従業員数 1～4 人の小規模企業者が半数以上であり、市内事業所の構成比は、卸売業、小売業（27.6%）、宿泊業、飲食サービス業（14.3%）の割合が大きいのが本市の特徴である。市内に活況を生み出すためには、大多数を占める中小企業者等の

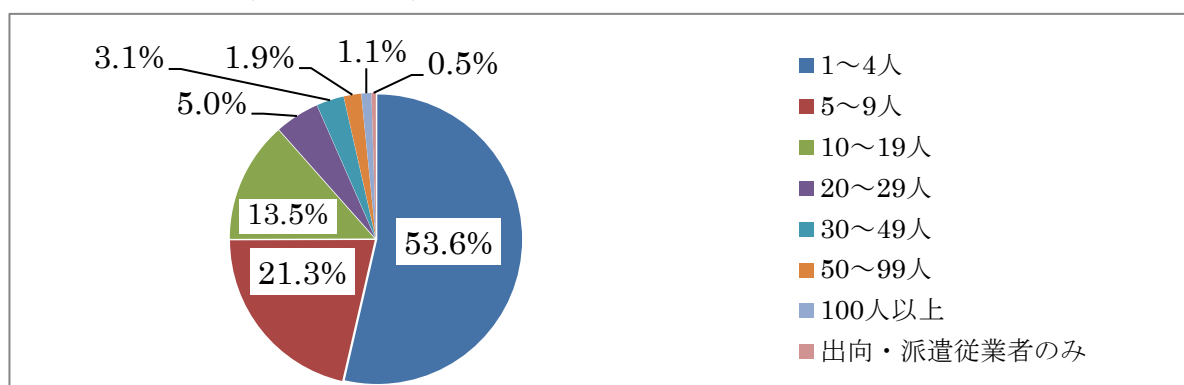
振興が必要であり、そのためには本市の特徴を活かした施策が必要である。

図2 市内事業所（民営のみ）及び従業者数（民営のみ）の推移



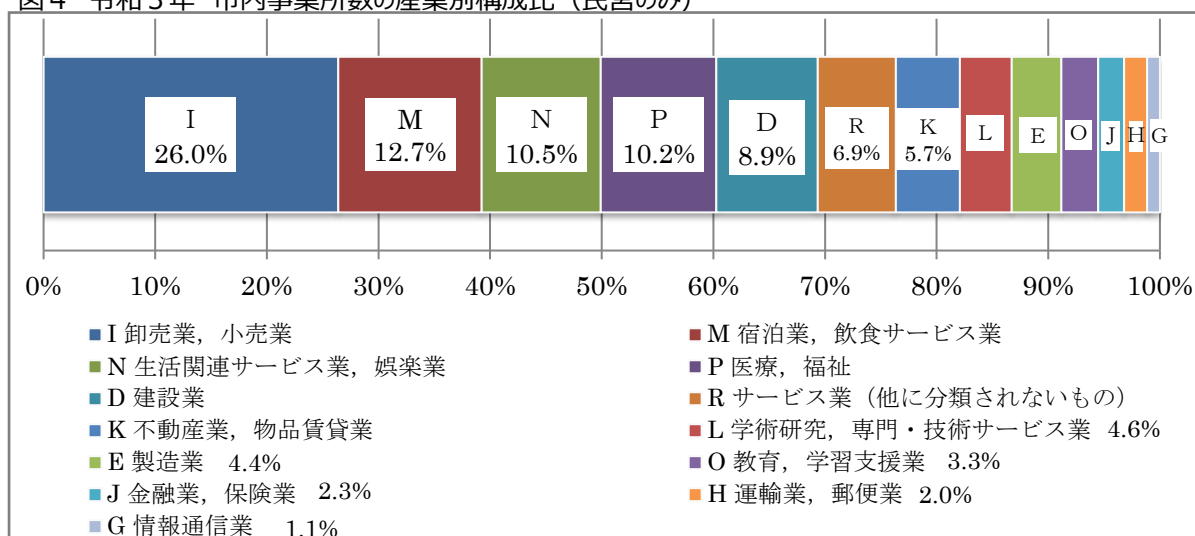
資料：令和3年経済センサス活動調査

図3 令和3年 従業者規模別事業所割合



資料：令和3年経済センサス活動調査

図4 令和3年 市内事業所数の産業別構成比（民営のみ）



資料：令和3年経済センサス活動調査

A 農業、林業、B 漁業、C 鉱業、採石業、砂利採取業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、
Q 複合サービス事業は0%以下であるため記載していない。

(3) 市内総生産及び市民所得額

市内総生産については、コロナ禍の影響を受け令和2年（2020年）は顕著に落ち込んだが、令和3年度（2021年）からは回復傾向にある。引き続き、総生産額を増加させるためには、販路を拡大し消費量を増やすとともに、オートメーション化や人材確保による生産性の向上を図る必要がある。

一方、市民所得についても同様の傾向にあり、令和3年（2021年）の市民一人当たりの平均所得は、2,596千円と鳥取県平均の2,507千円を上回っているものの、全国平均を大きく下回る状況にある。市民所得の増加は、消費の拡大だけでなく、商業・サービス産業等の成長といった好循環の源泉となるため、所得を増やし、市民生活の向上を図る取組が必要である。

図5 市内総生産の推移

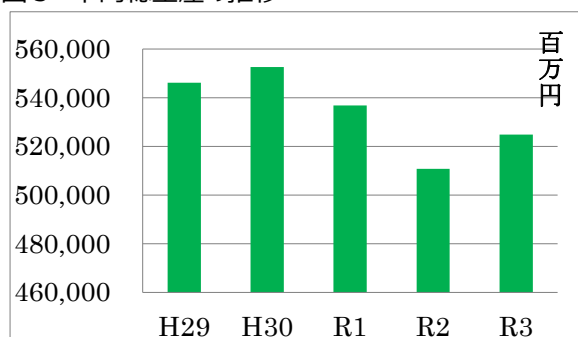
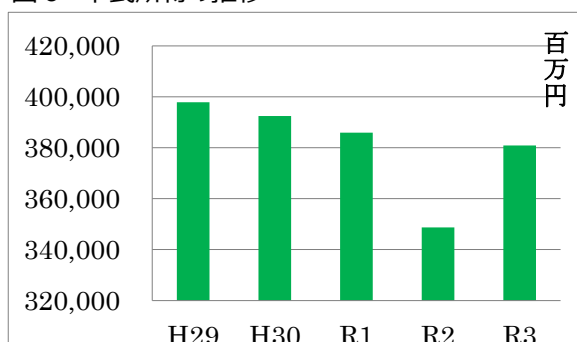


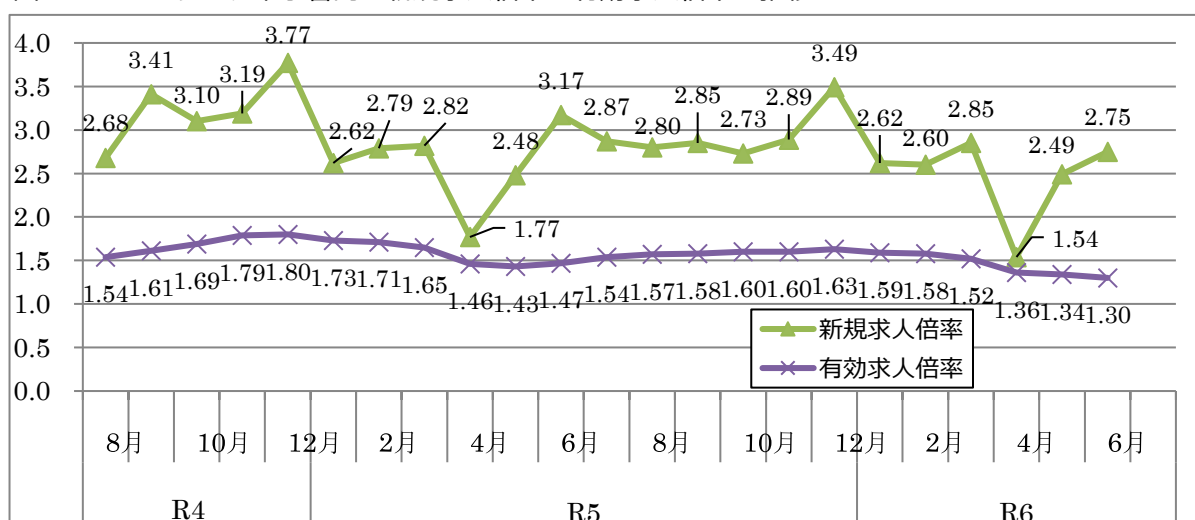
図6 市民所得の推移



(4) 新規求人倍率及び有効求人倍率

有効求人倍率は、近年は横ばい傾向となっている。また、新規求人倍率は、高い数値を維持したまま推移しており、企業の人手不足が常態化していることが読み取れる。

図7 ハローワーク米子管内の新規求人倍率・有効求人倍率の推移



資料：業務月報（ハローワーク米子）

(5) 観光入込客数及び入湯客数

米子・皆生温泉周辺の入込客数は年々減少しており、本市の主要産業の一つである観光は厳しい状況にある。特に新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)は大幅な減少を余儀なくされた。アフターコロナとなった令和4年(2022年)からは入込客数が急回復しているため、急騰した観光需要を受け入れるための体制構築が求められる。

図8 米子・皆生温泉周辺入込客数(実人数)推移

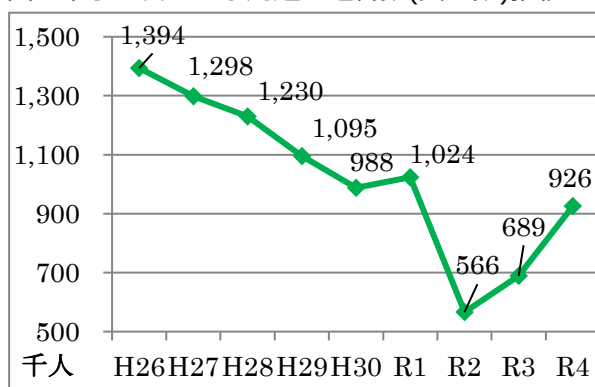
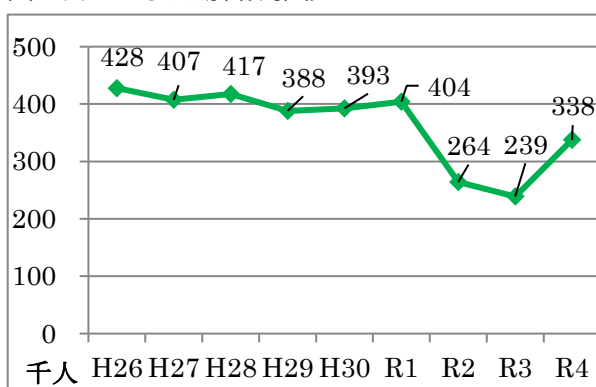


図9 皆生温泉入湯客数推移



資料：鳥取県観光客入込動態調査